

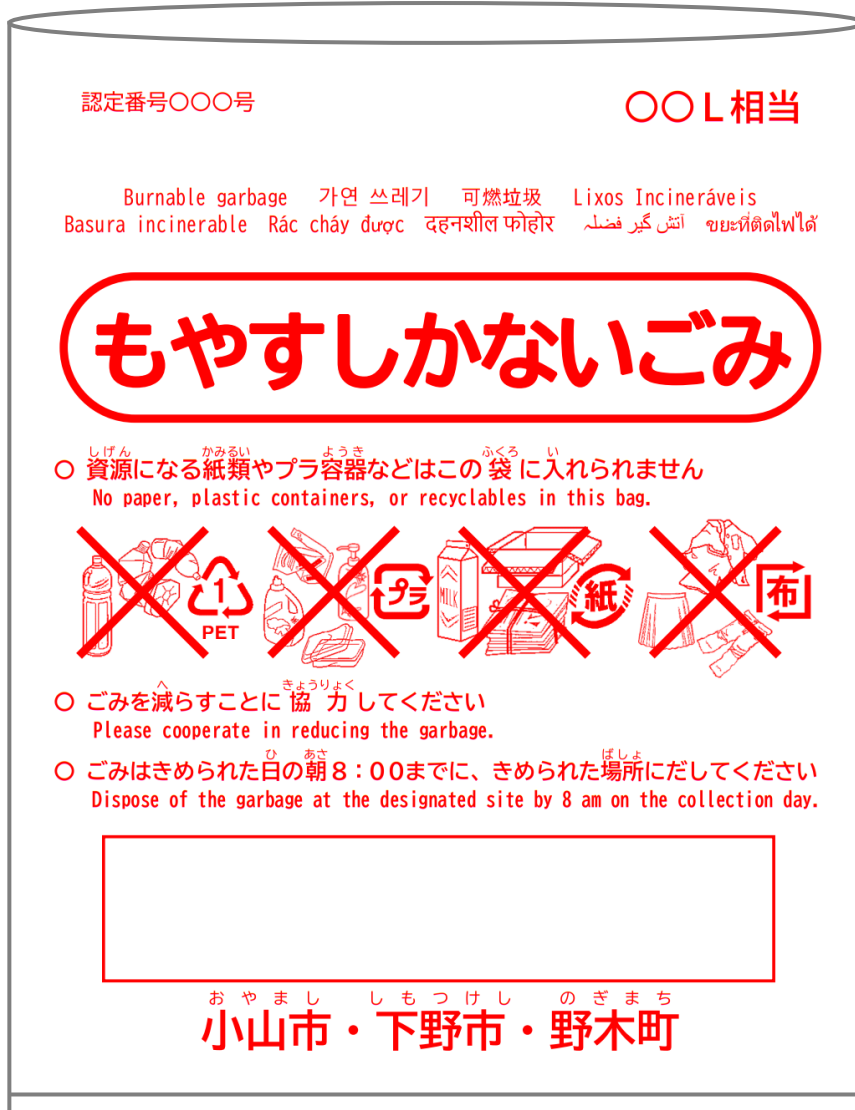
令和6（2024）年10月から

## 「もやすしかないごみ」（燃やすごみ・可燃ごみ）の 指定ごみ袋制度が始まりました

### ○指定ごみ袋制度とは

ごみを排出する際に自治体が指定するごみ袋を御利用いただく制度です。

燃やすごみ・可燃ごみ（以下「もやすしかないごみ」という）の中に約20%含まれている紙類やプラスチック製容器包装などの資源物について、分別と回収に御協力いただくことで、限りある資源の循環を促進するとともに、地球温暖化の原因となる温室効果ガスを発生する、「もやすしかないごみ」を削減することを目的としています。今回の制度では指定ごみ袋の価格に、ごみ処理手数料は含みません。



※指定ごみ袋制度の導入を契機に、これまで市町によって異なっていた「燃やすごみ・可燃ごみ」の名称を「もやすしかないごみ」に統一しました。これは、資源物の分別徹底や減量化をしても「燃やすことがやむを得ないごみ」であることを表現した名称です。

## 指定ごみ袋制度の対象となるごみの種類

家庭と事業所から排出される「もやすしかないごみ」です。

## 制度の開始時期

令和6年10月1日から

従来の袋も使用できる半年間の移行期間を経て、**令和7年4月1日から完全実施**します。

## 指定ごみ袋の主な仕様

容量	15L、30L、45L、70L相当
厚さ	JIS規格に準じる 45L、70Lは0.03mm以上の厚手の袋も製造
形状	平型またはU字型（取っ手つき）

## 製造・流通・販売方法

指定の仕様を満たしたごみ袋を製造できる業者を募集のうえ、認定・登録し、登録された複数の業者が指定ごみ袋を自由に製造・流通・販売する方法（製造業者認定方式）を採用しました。複数の業者が指定ごみ袋を製造することで、価格競争や流通の安定などの様々なメリットが期待できます。

## 指定ごみ袋の除外品目

以下の品目については指定ごみ袋を使用しなくても排出することができます。

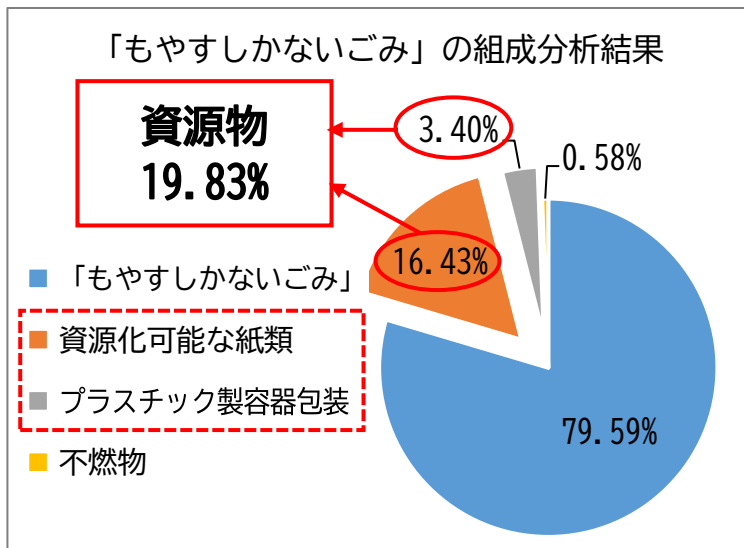
- 収集所に排出する場合：落ち葉、下草など
- 中央清掃センターに直接搬入する場合：上記に加えて座布団やぬいぐるみなど単体のごみ

※なお、これらを他のごみと一緒に袋で捨てる場合は、指定ごみ袋を使用する必要がありますので御注意ください。

## スケジュール

令和6年 9月～	指定ごみ袋の販売開始
10月～	指定ごみ袋制度導入（移行期間開始） ※半年間はこれまでのごみ袋でも排出できます
令和7年 4月～	指定ごみ袋制度完全実施（移行期間終了） ※「もやすしかないごみ」の排出時には、指定ごみ袋を御使用ください

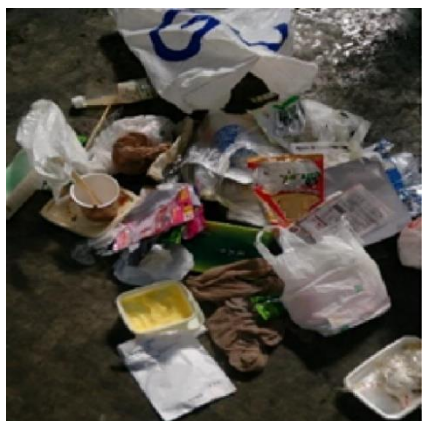
## 「もやししかないごみ」の現状



令和9年度の供用開始を目指して現在整備中の新たな焼却施設を適切な規模にするため、他の自治体の事例を参考に、平成30年度比で年間5,000t(8.2%)の削減目標を立てて計画しました。

これは、「もやししかないごみ」の中に約20%含まれている資源物のうち、半分弱が分別・回収できれば達成できる水準ですが、限りある資源の回収と、「もやししかないごみ」の削減に、できる限り御協力をお願いいたします。

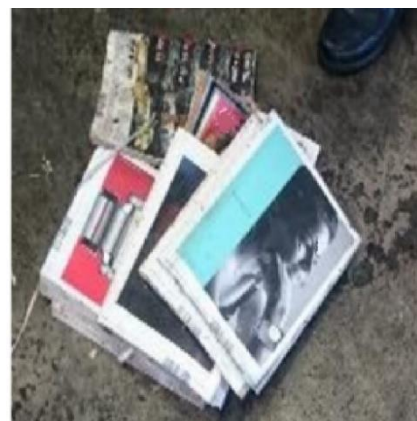
## 資源物混入事例



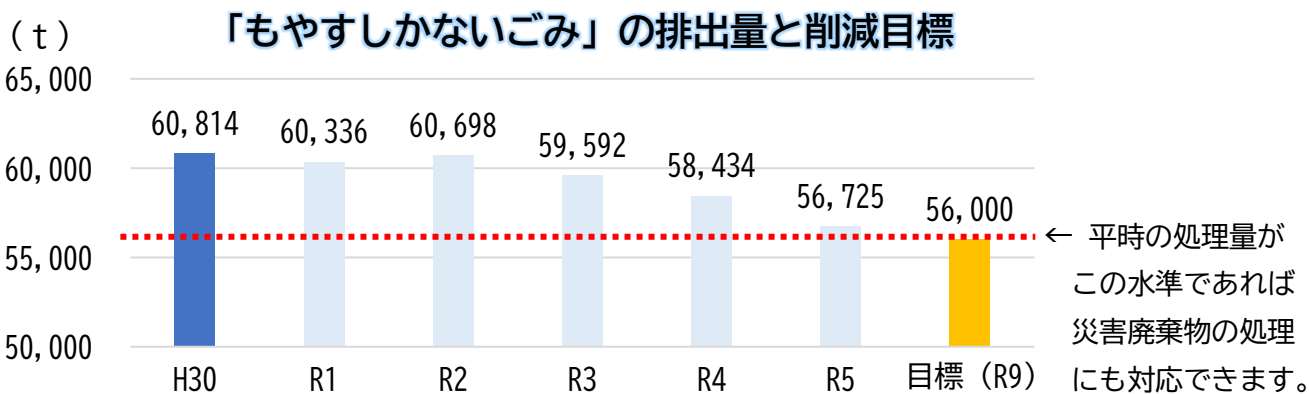
プラスチック製容器包装など



資源化可能な雑紙など



雑誌など



「もやししかないごみ」の排出量は減少傾向にあり、目標値に近い水準まで削減できましたが、ゴールではありません。地球温暖化の原因となる温室効果ガスの発生抑制のためにも、更なるごみ減量化を目指して、今後も継続して皆様の御協力をお願いいたします。

## 指定ごみ袋制度によるごみの減量効果

東洋大学の山谷教授の研究成果(2012年)と岡山大学の藤原教授の発表資料(2012年)を参考に、家庭ごみは約7%、事業系ごみは11.5%の減量効果が期待できます。

全国の8割を超える自治体が指定ごみ袋制度を導入済みです。

## ～よくある質問と回答～

### Q1 いつから始まるの？

A1 **令和6年10月1日**から始まりました。これまでのごみ袋も使用できる半年間の**移行期間**を経て、**令和7年4月1日**からは指定ごみ袋制度を**完全実施**します。

### Q2 今後、ごみを捨てる時は全てのごみで指定ごみ袋を使わなければならないの？

A2 「もやすしかないごみ」以外のごみはこれまでのごみ袋を使用できます。今回導入する指定ごみ袋制度は、中央清掃センターで処理している「もやすしかないごみ」だけが対象です。

### Q3 施設に持ち込む場合も指定ごみ袋を使うの？

A3 「もやすしかないごみ」を直接持ち込む場合も、指定ごみ袋を使用してください。ただし、指定ごみ袋の除外品目のみを持ち込む場合は使用しなくても構いません。

### Q4 指定ごみ袋はどこで買えるの？

A4 これまでのごみ袋と同様にスーパー、ホームセンター、ドラッグストア等の販売店で購入することができます。販売店の情報は、組合公式ホームページ (<https://www.city.oyama.tochigi.jp/kouiki/gyosei/keikaku-sisin/haikibutsugenryoka/page007197.html>) でも公開しておりますので、参考に御覧ください。



### Q5 指定ごみ袋の価格はいくらなの？

A5 従来のごみ袋と同様、各販売店によって価格は異なりますので、店舗にて御確認ください。今回の制度では、指定ごみ袋を製造できる複数の業者が製造し、従来の流通販売経路を通して多くの販売店でそれぞれ販売する方式を採用しています。そのため、自由競争によって指定ごみ袋の価格が安くなることが期待できます。

### Q6 指定ごみ袋を導入すると本当にごみが減るの？

A6 指定ごみ袋を使用するだけでは、ごみは減りません。ごみの発生を抑制し、更にごみと資源の分別を徹底することで、初めてやむを得ず出る「もやすしかないごみ」の量は減ります。今回の制度を機に分別・減量を意識していただけるよう、皆様の御協力をお願いいたします。(指定ごみ袋制度は、既に全国の8割を超える自治体で導入されており、ごみ減量に対して一定の実績があります。)

### Q7 指定ごみ袋を使っても分別が出来ていないとどうなるの？

A7 分別出来ていない場合は従来と同様に、ルール違反として取り扱います。分別の徹底による資源回収と、ごみの減量化に御協力をお願いいたします。

### Q8 「もやすしかないごみ」という新しい分別のルールになるの？

A8 分別のルールそのものは変わりません。

皆様に分別徹底の御協力をお願いいたします。今まで「燃やすごみ・可燃ごみ」として分けていたごみの名称が変更となるもので、「燃やすごみ・可燃ごみ」に混入していた紙類やプラスチック製容器包装など、再資源化可能なものの分別を徹底しても残る、やむを得ず燃やすしかない「もやすしかない」ごみだけを分別していただきたく、このような名称になりました。